

平成16年度東海村人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

採用者数の状況

区 分	H16.4.1～H17.3.31採用者数(人)			
	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職員	14	0	0	14
消防職員	0	0	0	0
教育職員	2	1	1	4
企業職員	0	0	0	0
合 計	16	1	1	18

- 1 一般行政職員とは、消防職員、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。
- 2 消防職員とは、消防業務に従事する職員をいう。
- 3 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。
- 4 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。
- 5 再任用とは、地方公務員法第28条の4に規定に基づく常時勤務を要する職への再任用をいい、同法第28条の5に規定する短時間勤務の職への再任用は含まない。

退職者数の状況

区 分	H16.4.1～H17.3.31退職者数(人)				
	定年	勸奨	普通	再任用満了	計
一般行政職員	7	1	3	0	11
消防職員	0	0	0	0	0
教育職員	1	0	0	1	2
企業職員	2	1	0	0	3
合計	10	2	3	1	16

- 1 一般行政職員とは、消防職員、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。
- 2 消防職員とは、消防業務に従事する職員をいう。
- 3 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。
- 4 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。
- 5 再任用とは、地方公務員法第28条の4に規定に基づく常時勤務を要する職への再任用をいい、同法第28条の5に規定する短時間勤務の職への再任用は含まない。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数(人)		
	H16.4.1	H17.4.1	対前年比増減数
一般行政部門	237	238	1
消防部門	55	55	0
教育部門	80	80	0
企業部門	94	91	-3
合 計	466	464	-2

- 1 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。
- 2 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。
- 3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。
- 4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

2 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額, 平均手当月額, 平均給与月額, 平均期末・勤勉手当年額の状況(平成17年4月1日現在)

区分	平均給料月額 (a)	平均職員手当 月 額 (b)	平均給与月額 (a+b)	平均期末・勤勉 手 当 年 額
一般行政職員	337,701	69,889	407,590	1,590,247
消防職員	337,000	66,742	403,742	1,597,200
教育職員	349,259	21,991	371,250	1,508,515
技能労務職員	297,700	15,200	312,900	1,342,100

- 1 一般行政職員とは, 消防職員, 教育職員, 技能労務職員に該当しない職員をいう。
- 2 消防職員とは, 消防業務に従事する職員をいう。
- 3 教育職員とは, 幼稚園教諭の業務に従事する職員をいう。
- 4 技能労務職員とは, 清掃職員, 学校給食調理員, 用務員等の業務に従事する職員をいう。
- 5 給与月額とは, 給料及び職員手当(期末・勤勉手当, 退職手当を除く)の合計額をいう。

(2) 初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分	学 歴	初任給
一般行政職員	大学卒	170,700
	高校卒	138,800
消防職員	大学卒	185,900
	高校卒	156,700
教育職員	大学卒	170,700
	短大卒	148,500
技能労務職員	高校卒	136,000

- 1 一般行政職員とは, 消防職員, 教育職員, 技能労務職員に該当しない職員をいう。
- 2 消防職員とは, 消防業務に従事する職員をいう。
- 3 教育職員とは, 幼稚園教諭の業務に従事する職員をいう。
- 4 技能労務職員とは, 清掃職員, 学校給食調理員, 用務員等の業務に従事する職員をいう。

(3) 職員手当の状況(平成17年4月1日現在)

期末・勤勉手当支給割合		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)
	12月期	1.6月 (0.85月)	0.7月 (0.35月)
	計	3.0月 (1.6月)	1.4月 (0.7月)
職制上の段階，職務の等級による加算措置有り			
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0	28.0875
	勤続25年	33.75	43.335
	勤続30年	41.25	52.965
	勤続35年	47.5	60.99
	最高限度額	60.0	60.99
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 2%～30%加算)	
退職時特別昇給	20年以上勤続し定年退職又は勸奨退職の場合，2号給の特別昇給		
特殊勤務手当	支給額の大きい手当	研究手当，当直手当，医療技術手当	
	多くの職員に支給されている手当	保育士業務手当(31人)，幼稚園教諭業務手当(25人)，税務手当(15人)	
扶養手当	区分	配偶者	扶養親族2人まで
	支給月額	13,500円	6,000円
		3人目から ・扶養親族でない配偶者がある場合，1人については6,500円 ・配偶者がいない場合，1人については11,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳から満22歳の年度末までの子，1人につき5,000円	
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて27,000円限度に支給(家賃12,000円を超える場合に限る)	
	自宅	月額4,000円	
通勤手当	電車・バス通勤者	6箇月定期の価格を基本として1箇月あたり55,000円まで	
	自家用車通勤者	使用距離等に応じて，2,500円から24,500円の範囲内	

1 期末・勤勉手当において，()内は再任用職員に係る支給割合。

2 特殊勤務手当において，()内は支給対象者数。

(4) 特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
村長	850,000	6月期 1.6月 12月期 1.7月 合計 3.3月
助役	658,000	
収入役	616,000	
教育長	616,000	
議長	430,000	
副議長	388,000	
議員	367,000	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成17年4月1日現在)

一般職員の勤務時間について

午前8時30分から午後5時15分まで

休憩時間 午後0時15分から45分間

特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なる。

(2) 休暇(平成17年4月1日現在)

年次休暇	1年について、1月1日に在職する職員に対して、20日 平成16年における職員1人当たりの平均取得日数 10.1日
療養休暇	・公務による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、必要と認める期間 ・私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、1年以内において必要と認める期間
特別休暇	災害その他特別の理由がある場合

年次休暇の平均取得日数における職員とは、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの全期間を在職した職員をいい、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分件数(平成16年度)

区	分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績が良くない場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職, 過員を生じた場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
災害により生死不明になった等条例で定める事由による場合	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
合計	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0

1 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

2 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。

3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

5 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降給、休職、免職又は降任の処分をすること。

(2) 懲戒処分件数(平成16年度)

区	分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
給与・任用に関する不正	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
一般服務違反	一般行政部門	0	0	0	0	0	1
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	1	0	1	0
	小計	0	0	1	0	1	1
一般非行関係	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
事務に関する不正	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反	一般行政部門	0	0	0	0	0	0
	消防部門	0	0	1	0	1	0
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	1	0
監督責任	一般行政部門	0	0	0	0	0	1
	消防部門	0	0	0	0	0	3
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	0	0	0	2
	小計	0	0	0	0	0	6
合計	一般行政部門	0	0	0	0	0	2
	消防部門	0	0	1	0	1	3
	教育部門	0	0	0	0	0	0
	企業部門	0	0	1	0	1	2
	小計	0	0	2	0	2	7

1 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

2 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。

3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

5 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

6 訓告等とは、懲戒処分に準ずる処分であり、訓告のほか嚴重注意等を含む。

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況(平成16年度の新規承認者)

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間											
		3月以下	3月越え 6月以下	6月越え 9月以下	9月越え 1年以下	1年越え 1年3月以下	1年3月越え 1年6月以下	1年6月越え 1年9月以下	1年9月越え 2年以下	2年越え 2年3月以下	2年3月越え 2年6月以下	2年6月越え 2年9月以下	2年9月越え
一般行政部門	3				2		1						
消防部門	0												
教育部門	2						2						
企業部門	3	1			2								
合 計	8	1	0	0	4	0	1	2	0	0	0	0	0

1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができる。給与(給料及び諸手当)は、育児休業の期間中は支給されない。

2 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

3 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。

4 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

5 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

(2) 介護休暇承認状況

介護休暇の承認期間の状況(平成16年度の新規承認者)

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般行政部門	0						
消防部門	0						
教育部門	0						
企業部門	0						
合 計	0	0	0	0	0	0	0

1 配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢等により介護を要する場合、6月以内の範囲内において介護休暇を取得することができる。給与(給料及び諸手当)は、介護休暇の期間中は支給されない。

2 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

3 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。

4 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

5 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。

6 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(平成16年度)

職員に対する主な研修は、村が実施する以外に、「自治研修所」、「教育研修センター」、「消防学校」等で行われているものがある。

区 分	概 要	受講者数(延べ)
一般行政職員 消防職員 教育職員 企業職員	<p>職務遂行に必要な知識と技能を修得し、自己決定・自己責任の原則に基づく地方分権の進展に対応すべく、自らの意思で政策を立案し、実施する能力を養い、幅広い視野と豊かな創造力を有する職員を育成することを目的に研修を行っている。</p> <p>平成16年度においては、一般研修(階層別研修)、専門研修、派遣研修、海外研修、交流研修等、全56講座を実施した。</p>	910名

- 1 一般行政職員とは、消防職員、教育職員、企業職員に該当しない職員をいう。
- 2 消防職員とは、消防業務に従事する職員をいう。
- 3 教育職員とは、教育委員会事務局、幼稚園、学校調理、学校用務の業務に従事する職員をいう。
- 4 企業職員とは、水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険業務に従事する職員をいう。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利(平成16年度)

事業	実施項目	参加者(受診者)
ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(茨城県市町村共済組合主催)	4
健康保持・増進の支援	健康セミナーの開催(茨城県市町村共済組合主催)	3
各種健康診断の実施	定期健康診断	282
	胸部精密検査	2
	要指導者・要観察者健康診断	54
	人間ドック検診	152
	胃部検診	17
	大腸ガン検診	34
	喀痰検査	17
	子宮ガン検査	10
メンタルヘルスケアの実施	前立腺ガン検査	12
	心の相談室(メンタルヘルスケア)の開催	118
	メンタルヘルス講座(研修)の開催	86

(2) 公務災害認定件数(平成16年度)

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数	発生率(件/百人)
一般行政部門	0	0
消防部門	0	0
教育部門	0	0
企業部門	0	0
合計	0	0

1 一般行政部門とは、消防・教育・企業部門を除く村長部局などに勤務する職員をいう。

2 消防部門とは、消防本部・署に勤務する職員をいう。

3 教育部門とは、教育委員会事務局、幼稚園、小中学校に勤務する職員をいう。

4 企業部門とは、村長部局などにおいて水道、病院、区画整理、下水道、国保、介護保険に従事する職員をいう。